

医科診療行為コードの整備について

厚生労働省保険局医療課の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」の各種事務連絡において示されている診療報酬の算定方法のうち、次の診療行為について新たに診療行為コードを付番し、令和 2 年 10 月 1 日から使用できることとする予定ですのでお知らせします。

記

- 1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 9）」（令和 2 年 4 月 8 日：厚生労働省保険局医療課事務連絡）の記の 1 に基づくコードの新設

診療行為コード	省略漢字名称	点数識別	点数
113032950	院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）	3	300.00

- 2 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 13）」（令和 2 年 4 月 22 日：厚生労働省保険局医療課事務連絡）の別添の問 1 の（答）に基づくコードの新設

診療行為コード	省略漢字名称	点数識別	点数
180064750	精神疾患の診療（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）	3	147.00